ごみのリサイクル率アップのカギは紙ごみ

問まちづくり支援課☎㊶6726

分別が面倒で紙ごみを燃えるごみに捨てていませんか？本市は、紙ごみのリサイクル率が県平均より下回っています。紙ごみの正しい分別は、リサイクル率の向上や二酸化炭素（CO_2）の排出量削減、焼却処理の減による焼却施設の延命化につながります。

この機会に、紙ごみについて見直してみませんか。市民の皆さんのご協力をお願いします。

紙ごみの種類

市で収集している紙ごみは、**①紙製容器包装 ②紙パック ③段ボール ④新聞 ⑤雑誌・チラシ**の５種類に分別されます。中でも、紙製容器包装は種類が多く分かりにくいため、燃えるごみに捨てられがちです。

意外とリサイクルされていない紙製容器包装とは

紙マークのついている紙製の容器や包装のことです。

例えば、**●紙箱・紙製トレイ**･･･お菓子や食品の箱や紙皿、ティッシュペーパーやたばこの空き箱など

●台紙･･･購入時のワイシャツの厚紙など

●紙袋・包装紙･･･紙製の袋、割り箸の袋など

※汚れているものや防水加工されたものはリサイクルできませんので、燃えるごみに出してください。

紙ごみをためておきたくない人へ 紙ごみの日以外にも出せます！

☆町内会、PTAなどの資源集団回収

☆古紙リサイクルセンター（問㈱遠藤商店☎㉓4850）

☆スーパーなどの店頭回収

オフィス町内会をご存知ですか？ 事業系の紙ごみを無料で回収します

県では、事業所から出る古紙を無料で回収し、リサイクルするネットワークづくりを進めています。詳しくは、お問い合わせください。

問オフィス町内会事務局　㈱遠藤商店☎㉓4850

あなたの街の法律相談

～第38回～

市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「名義貸しの責任」です。

問まちづくり支援課☎㊶6777

Q） 知人から借金のために、名義を貸してくれとお願いされました。名義を貸しても大丈夫ですか。

A） もしも、トラブルを避けたいと思うなら、そのようなお願いは断るべきです。あなたが名義を貸すことに同意していた場合、名義を貸してしまったあなたが、債務者として、債権者の方へ直接お金を返す義務を負うことになります。仮に、あなたには、契約する意思はなかったと認められたとしても、あなたがあたかも借主であるかのようなふりをすることへ協力した以上は、それを信じた債権者への責任を免れない場合があります。

Q） 名義を貸した場合は、常に支払いを拒めないのでしょうか。

A） 債権者が名義貸しの事実を知っていたことを立証できれば、免れる余地がありますが、実際には非常に困難な場合が多いと思われます。

Q） 知人は「絶対に迷惑をかけないから」と言っていますが、それでもトラブルに巻き込まれますか。

A） 知人が自分の名義ではお金を借りられないから、あなたへお願いしているのだと思いますので、知人には十分な支払いが困難なのかもしれません。そのような危険があるのに、絶対に迷惑をかけないということは難しいのではないでしょうか。それと、金融機関があなたを信用して発行したあなた名義のキャッシュカードやクレジットカードを、実際には、あなたの知人などがそれらを使って、お金を借りたり取引するためだけに発行を受けたケースでは、あなたが刑事事件として詐欺罪に問われる危険もあります。名義貸しをしたために、債権者からお金を支払うように求められて困っているという相談が増えていると聞きます。十分に気を付けて、お互いに、大切なお友達だからこそ、なるべくお金の貸し借りやそれにまつわるトラブルを抱えないようにするのが肝要ではないでしょうか。

（文責・弁護士　鈴木 陽大（あきひろ））

いずみ法律事務所☎㊽6558